

**保存版** いじめのサイン  
発見シート

監修 森田洋司氏 大塚市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

お子さまのようすは  
いかがですか？

### 朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団がなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がでない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶられていたりする。

### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 考えとお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

**クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。**

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

**休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。**

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

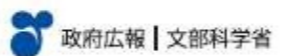
※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」  
もしかしてと  
思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真実に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

**ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。**

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル **0570-0-78310 (なやみ言おう)**  
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。



政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

いじめを生まない風土を築くとともに、すべての生徒が生き生きと学習、学校行事、部活動に取り組める環境づくりを本校では行っている。その実現のために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいくこととする。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係のある生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも起こりうる。
- ② いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、生徒にとって、健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間にわたり深刻な影響を与えることがある。
- ④ いじめは人間関係トラブルから発生しているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ いじめはその行為の態様により、その解決のために関係機関との連携を図る必要がある。

(4) いじめの解消

① いじめの行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

**2. いじめ防止のための取組**

生徒一人一人がお互いを認め合い、相手を思いやる人間関係づくりに努め、居心地のよい学校生活を送れるよう学校全体で取り組む。

**(1) いじめを許さない風土づくり**

- ・絶対に容認しないという姿勢を生徒に訴えていく。
- ・いじめ防止のためのスローガンなどを生徒総会等で決め、取り組む。

**(2) 指導力の向上**

- ・校内研修や校外研修に参加し、いじめ防止に向けて教職員の指導力の向上を図る。

**3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組**

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。

**(1) 学校全体での取組**

①相談体制・支援体制づくり

- ・教育相談日や相談週間を設定し、生徒自身から悩みの相談ができる環境をつくる。
- ・アンケートや相談票の実施も定期的に行う。
- ・「生徒指導部会」「いじめ防止対策委員会」等の活用で情報共有・支援体制を充実させる。

②生活記録ノート等の活用

③報告・連絡・相談・確認・記録

**(2) 授業担当者としての取組**

①授業前後の生徒の観察・報告・連絡・確認

②一人一人が存在感のある授業づくり

③その場での指導

**(3) 学年や学級での取組**

①好ましい人間関係、認め合う風土づくり

②リーダーの育成、メンバーシップの育成

③道徳教育や特別活動の充実

④情報交換（報告・連絡・相談・確認・記録）

**(4) 地域・家庭との連携**

①保護者への周知…「いじめ防止基本方針」「学校・学年・学級通信」などで知らせる。

②相互理解

③誠意ある対応

④学校開放日の設定

⑤保護者アンケートの実施

⑥地域へのいじめ防止基本方針の周知

<別紙2>

1 教室のサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

場面	サイン
教室	嫌なあだ名が聞こえる。
廊下	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机やイス、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるようにすることが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
電話に出たがらなくなったり、友人からの誘いを断ったりする。
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがある。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時間になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。
自転車がよくパンクする。
家庭の品物、金銭が無くなる。
大きな額の金銭をほしがる。

<別紙1>

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝読書 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱する。 決められた座席と異なる席についている。 教科書・ノートに汚れがある。
給食 清掃 休み時間	給食のとき、班から少し机を離される。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っている表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後	あわてて下校する。 用もないのに学校に残っている。 持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場面	サイン
教室 廊下	教室や廊下等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣ったりする。 教職員が近付くと、不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 まわりをあごで使う。

4. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

構成員： 校長・副校長・生徒指導主事・各学年主任・当該学級担任・養護教諭

② 「いじめ防止対策委員会」

構成員： 校長・副校長・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー  
必要に応じて、当該学級担任、スクールソーシャルワーカー

5. ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめは、不特定多数のものから絶え間なく誹謗・中傷が行われ被害が短期間で極めて深刻なものである。また、インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなることが考えられる。

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、常に学校が監視し関わっていくには限界がある。また、ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、原則として、本人または保護者が行うことになるので、学校はその方法などについて助言を行い、支援するものとする。犯罪性が高ければ、警察に通報するよう支援する。

(1) 学校全体の取組

- ① 未然防止のために継続した情報モラル指導を行う。
- ② 削除依頼等の相談を行い、解決に向けて助言、支援を行う。
- ③ 情報アンケートを実施し、トラブルに巻き込まれていないかを把握し、情報提供を行う。

(2) 家庭での取組

- ① トラブルに巻き込まれていないか、継続して本人と保護者で相談を行う。
- ② 家庭でのインターネットやSNSの利用についてルールを決める。
- ③ 万が一、掲示板等での誹謗・中傷等があった場合は、保護者が責任をもって対応する。

(3) その他、考えられるいじめに関するネット上のトラブル

- ①いじめを目的としたチェーンメール等
- ②匿名型のメールやSNSの書き込み 「死ね死ね死ね」など匿名で送られてくる。
- ③オンライン型アンケート 「〇〇な人ランキング」を作って、嫌がらせをする。
- ④写真・動画型のアップロード 裸の写真やいじめられている動画を撮影しネット上に掲載する。
- ⑤恐喝、脅迫メール

(4) 相談窓口

**岩手県警察本部サイバー犯罪対策室** (生活安全部生活環境課内) 019-653-0110

**6. 年間を見通したいじめ防止指導計画について**

いじめの未然防止や早期発見のため、学校全体で組織的、計画的にいじめの問題に取り組む。

	項目	時期	
いじめ防止のための措置	生徒が主体の活動	縦割り集団の活動の実施	5月 10月 2月
		学級での話し合い・コミュニケーション能力育成活動の実施	毎月1回以上
		ボランティア活動の推進	学期に1回
		生徒会によるいじめ防止活動	通年
		人権作文への取組活動	6月～8月
		学校行事の企画・実施	4月 10月
		学年委員会や生徒会委員会の活動の企画・実施	通年
	教職員が主体の活動	発達障害等配慮が必要な生徒とその対応の確認	4月
		一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開	通年
		教職員相互の授業研究会の実施	通年
		教育相談期間の設定	6月 11月 2月
		教科や学級活動での道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		和賀東中いじめ防止基本方針の確認	4月 2月
		通信等を活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
いじめ早期発見の措置	生徒の発する具体的なサインの作成と共有（別紙）	通年	
	教育相談期間の設定	6月 11月 2月	
	学校独自のアンケート実施	6月 11月 1月	
	保護者向けアンケート	7月 12月	
	職員会議と職員朝会等での情報の共有	通年	
	職員研修会の実施	4月 8月 12月	
	進級時の情報の確実な引き継ぎ	3月	
過去のいじめ事例の蓄積	通年		

**7. 重大事案への対処**

**(1) 重大事態とは**

- ① いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ア 生徒が自殺を企図したとき
  - イ 身体に重大な障害を負ったとき
  - ウ 金品等に重大な被害を被ったとき
  - エ 精神性の疾患を発症したとき
  - オ その他
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

**(2) 重大事態の対応**

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに北上市教育委員会に報告する。

**(3) 重大事態の調査**

学校が調査の主体となる場合、市教育委員会の指示・指導のもと、以下の通り対応する。

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、「いじめ問題調査委員会」には適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。
- ④ 調査結果を北上市教育委員会に報告する。
- ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係・経過報告を、適時・適切な方法により情報提供する。
- ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に情報提供する。
- ⑦ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

**8. 学校評価**

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること